

経済産業省委託事業

ASEAN における実用新案/小特許に関する制度の調査

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

第4章 インドネシア



実用新案について特に定められた事項を除き、インドネシア特許法⁴(Law No. 14 of 2001 regarding Patents) 法において定められた特許に関する規定は、実用新案に対しても準用される(同法第104条。以下、同条文は逐一引用しないこととする。)

1. 方式審査の有無、内容

インドネシア特許庁における、実用新案登録出願の方式要件として、以下の記載があることを要する。

インドネシア特許法 第24条

- (1) 特許出願は、総局に対して、インドネシア語による書面で行われる。
- (2) 当該出願の様式には次に掲げる事項を含まなければならない。
 - (a) 出願の年月日
 - (b) (a)にいう出願人の明瞭かつ完全な住所
 - (c) 発明者の完全な名称及び国籍
 - (d) 出願が代理人を通して行われる場合には、当該代理人の完全な名称及び住所
 - (e) 出願が代理人により行われる場合には、特別な委任状
 - (f) 特許の付与の請求
 - (g) 発明の名称
 - (h) 発明に含まれるクレーム
 - (i) 発明を実施する方法を完全に開示した発明に関する明細書
 - (j) 発明の説明に必要なとされ、明細書において述べられている図面
 - (k) 発明の要約
- (3) 出願の手続に関する更なる規定は、政令により定められる。

この中で特に注意が必要な点は、以下のとおりである。

- ・ 出願申請書は、インドネシア語で記載されたものでなければならない(インドネ

⁴ インドネシア特許法については、特許庁による日本語訳が入手可能である

(http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf)。また、WIPOの英語訳が入手可能である(http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=174132)。

シア特許法第 24 条第 1 項)。英語で記載された申請書も受け付けられるが、出願の日から 30 日以内にインドネシア語訳を提出する必要がある(同法第 30 条第 2 項)、これをしない場合は申請を取下げたとみなされる(同条第 3 項)。

- ・ 出願者が現地の住所を有しない場合、出願は、登録された知的所有権コンサルタント(インドネシア特許法第 25 条。これは出願代理人の意味であり、わが国の実用新案法第 2 条の 5 第 2 項が準用する特許法第 8 条が定める「特許代理人」に相当する。)を通して行わなければならない(インドネシア特許法第 26 条第 1 項)。
- ・ 出願申請書には、当該出願に対応する外国出願の出願国、出願日及び出願番号を記載しなければならない。

2. 実体審査の有無、内容

インドネシア特許庁は、実用新案登録審査の際、実体的要件の審査も行う。もっとも、その審査対象は、新規性と産業上の利用可能性に限られ、進歩性については審査されない(インドネシア特許法第 105 条第 5 項)。

3. 同時出願の可否

インドネシアにおいては、同一の発明について、特許と実用新案を同時に登録出願することはできない。

ただし、登録出願の区分を特許から実用新案に、又は実用新案から特許に変更することはできる(インドネシア特許法第 37 条)。これは、実体審査が完了するまでの間に行うことができる。この場合の出願日は、出願区分を変更する前の出願日が維持される。

4. 権利行使要件—技術評価書に準ずる審査の要否—

実用新案の権利者が権利行使をするにあたっては、(わが国において必要とされている)実用新案技術評価の取得等の要件は不要である。

5. 登録された権利を無効にし又は取消するための手段

だれでも、登録された実用新案について、インドネシア商事裁判所に対し、インドネシア特許法第 90 条及び第 91 条に基づき、取消訴訟を提起することができる。

取消の請求は、当該実用新案が、同法第 2 条、第 6 条又は第 7 条の要件を満たさない場合に認められる(各条文を以下に引用する。)

第2条

- (1) 特許は、新規で進歩性を有し、かつ、産業上利用できる発明に対して与えられる。
- (2) 発明は、その発明が当該技術に関する通常の専門知識を有する者にとってそれ以前には予期し得ない事項から成る場合には、進歩性を有する。
- (3) 発明が予期し得ない事項から構成されるものではないという判断は、特許出願をした時現に存在し、又はその出願が優先権の主張を伴ってなされた場合には最初の出願がなされた時既に存在した専門知識を査定することによって行われなければならない。

第6条

新規な製品又は装置の発明であって、形状、形態、構造又はそれらの組合せによって実用的価値を有するものは、小特許（簡易特許）として法的保護を受けることができる。

第7条

次に掲げる発明については、特許を受けることができない。

- (a) その公表及び使用又は実施が、現行の法規、宗教規範、公共の秩序又は道徳に反する方法又は製品
- (b) 人及び/又は動物に対する検査、処置、治療及び/又は手術の方法
- (c) 科学及び数学の分野における理論及び方法、又は
- (d) (i) すべての生物。ただし、微生物を除く。
(ii) 植物又は動物の生産に必須の生物学的方法。ただし、非生物学的方法又は微生物学的方法を除く。

6. 不正に取得された実用新案が無効にし又は取り消された事例

知る限り、冒認出願された実用新案を無効とした事例はないとのことである⁵。

なお、従業員兼取締役が既に行っていた特許出願について、その発明は使用者が提供した資料に基づいて、他の従業員とともに創作されたとして、使用者による再度の特許登録請求が認められた事例がある（PN No. 32/PATEN/2005/PN.NIAGA.JKT.PST と、その控訴審である No. 581 K/Pdt.Sus/2008）。

7. 不正に取得された実用新案権が権利行使された場合の抗弁

(1) 先使用の抗弁

⁵ インドネシア商事裁判所は、裁判例を公表しないとのことであった。

インドネシア特許法第 13 条は、先使用者の保護を認めている。しかし、これによる保護を受けるためには、インドネシア特許庁に対し特許又は実用新案の登録出願を行うことが必要である（同法第 15 条）。

(2) 外国における公知の抗弁

新規性の審査は、全世界の範囲で行われる。そのため、世界のいずれかの地で出願前に公表されていた発明については、特許登録されない。

実用新案登録が、新規性欠如を理由として取消された事例として、PT. Niko Elektronik Indonesia 対 Edijanto 事件が挙げられる（*Case No. 042/Paten/2008/PN.Niaga.Jkt.Pst Jo.*）。被告（Edijanto）特許は 2004 年に出願されたものであるところ、インドネシア商事裁判所においては、原告（Niko 社）は同特許の実施品を「New Trend 2003」という自社カタログに掲載した上で、2004 年には中国から輸入した同製品をインドネシア国内で販売していたことが認定された。そして、同裁判所は、2003 年の時点で同特許の発明が公表されていたことを認め、同特許の新規性を否定した。インドネシア最高裁も、上訴審においてこの判断を支持している（*Supreme Court Cassation Decision No. 861 K/Pdt.Sus/2008 Jo. Reconsideration Decision No. 075 PK/Pdt.Sus/2009*）。

経済産業省委託

ASEANにおける実用新案/小特許に関する制度の調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではございません。